




機関リポジトリ と著作権

Institutional Repository & Copyright

Q & A



元九州大学教授
広島大学図書館
リポジトリアドバイザー

黒澤 節男

**機関リポジトリと
著作権
Q & A**

元九州大学教授
広島大学図書館リポジトリアドバイザー

黒澤 節男

はじめに

— Prologue —

黒澤節男先生が『機関リポジトリと著作権 Q&A』と題された待望の本をまとめられました。嬉しい限りです。私はこの著作のタイトルによる先生の講演を聴いたことがありますが、このテーマに関して黒澤先生は権威で、日本の第一人者と言ってもいい方だと密かに確信しています。

「機関リポジトリ」という言葉は、図書館長になるまで私にはなじみのないものでしたが、今はこれなしには図書館の機能が半減するほど重要なものだと認識しています。研究教育機関である大学が総力を挙げて、そこに所属する研究者、院生が自分たちの研究成果をいわゆる電子書庫に納め、それを万人の知的共有財産となるように公開し、世界に向けて発信していく—これが「機関リポジトリ」の期待された機能であり、大学図書館が果たすべき役割であります。しかし、その研究成果の内容に関する著作権についての認識がしっかりしていないと、剽窃という間違いを犯すことになりかねません。そのあたりの問題や、周辺の事柄を、黒澤先生の本は、実に分かりやすく懇切丁寧に説明されています。

広島大学図書館長 田中久男



CONTENTS

Chapter 1

論文執筆に関する著作権

- Q 1-1** 他の論文に掲載されている図表や写真を自分の論文で使いたいのですが、著者の許諾が必要でしょうか？ 1
- Q 1-2** 他の論文に掲載されている図表や写真を修正して自分の論文で使いたいのですが、著者の許諾が必要でしょうか？ 3
- Q 1-3** 自分の論文に他人の論文を引用する場合、著者の許諾が必要でしょうか？ また、著作権侵害とみなされる引用とはどういう場合でしょうか？ 4
- Q 1-4** 自分が著作者である論文は、他の著作物で自由に利用できますか？ 7
- Q 1-5** 出版社や学会に著作権を譲渡している論文を博士論文の第1章として転載する場合、著作権者である学会の許諾が必要でしょうか？ 11
- Q 1-6** 学会に著作権を譲渡している複数の論文を書き直して博士論文を作成する場合、著作権者である学会の許諾が必要でしょうか？ 13

- Q 2-1** リポジトリに論文を登録すると、著作権は図書館に譲渡されるのですか？ 15
- Q 2-2** 論文を投稿する時に出版社に著作権を譲渡していますが、その論文をリポジトリで公開できますか？ 16
- Q 2-3** リポジトリで論文を公開する場合は、共著者すべての許諾が必要でしょうか？ 18
- Q 2-4** 出版社・学会の許諾が得られず公開できない論文について、学内のサーバに保存してもよいのでしょうか？あくまでも保存用で公開はしません。また、そのファイルを、ILLで依頼があったときに利用してもよいのでしょうか？ 19
- Q 2-5** 販売している単行書の章部分だけの公開はできるでしょうか？ 20
- Q 2-6** リポジトリで公開する科学研究費報告書や博士論文の内容は、公表済とみなされますか？その内容を雑誌論文に投稿する場合は二重投稿になりますか？ 21
- Q 2-7** 校正前の原稿ファイルよりも校正後の出版されたレイアウトでの論文を公開したいので、出版された雑誌から該当論文をスキャンして公開することはできますか？ 23

- コンテンツのメタデータに抄録を付けていますが、抄録に著作権はありますか？また、Web of Scienceなどの二次情報データベースに示されたキーワードをメタデータを作る際に使用してもよいでしょうか？ 25
- Q 2-8
- 他機関や個人が所有している貴重書の画像を論文に掲載しています。これをリポジトリから公開する場合には、再度許諾を得る必要があるでしょうか？ 27
- Q 2-9
- 学内の研究紀要をリポジトリで公開しようと考えていますが、どのような著作権処理を行えばよいでしょうか？ 28
- Q 2-10
- 自機関の刊行物を登録する場合、刊行物を印刷した業者の許諾は必要でしょうか？ 31
- Q 2-11
- 博士論文の著作権は基本的には著者にありますが、指導教員の指示や指導で書き上がったものである時、著者だけの許諾で公開してもよいのでしょうか？ 32
- Q 2-12
- リポジトリで公開している学位論文の内容について、著作権の侵害であるとクレームが来た場合、図書館が何らかの責任をとってくれるのでしょうか？ 33
- Q 2-13

論文執筆に 関係する著作権

機関リポジトリで研究成果を電子公開する場合、まず、その研究成果の内容そのものの著作権が問題となります。ここではその論文執筆に関係する著作権について解説します。

Q_{uestion} 1-1

他の論文に掲載されている図表や写真を自分の論文で使いたいのですが、著作者の許諾が必要でしょうか？

A_{nswer} 1-1

まず、図表や写真が著作権として保護されるかですが、図表や写真は、著作物の例示として著作権法に記載されていますので保護の対象になります。ただし、図表でも、例えば、縦軸と横軸があって、そこに、データに基づいて、折れ線グラフが、一つ書かれている図表のように、誰が書いても同じようになる図表は、著作物とは言わないでしょう。写真が著作物になるためには、その写真に、写真を撮った人（著作者）の思想・感情が創作的に表現されていることが必要ですから、

例えば、名画をいくら本物らしく写真撮影しても、そこには、新たな写真を撮った人の権利は発生しないというのが定説です。

著作権のあるものは、権利者の許諾を得て使用するのが原則ですが、著作権の消滅したものは、もともと自由に使えます。写真の場合は、著作権の保護期間が、他の言語や美術、図表の著作物より短くなっていたこともあり、50年以前に公表された写真のように、写真家が未だ生存しているのに著作権はすでに消滅しているような事例もありますので、使用に当たってはよく調べるのが大事です。

また、著作権が存続している図表や写真でも、次のA1-3で説明しています「引用」という使い方であれば、許諾なしで使用することができます。

なお、同じような図表や写真でも、白書など国や公共団体が作成した広報目的の資料から使う場合であれば、大幅な転載が認められています。

Question 1-2

他の論文に掲載されている図表や写真を修正して自分の論文で使いたいのですが、著作者の許諾が必要でしょうか？

Answer 1-2

著作者には、許諾を得ないで勝手に使うなという「財産権」があり、その中には、複製権、翻案権などがあります。他人の著作物をそのまま使う転載（複製）の場合は、A1-1で答えたとおりですが、図表や写真を修正して使う（翻案）となるとまた、別の問題が生じてきます。引用は、複製は無断でやっても良いけれど、翻案して使うことまでは認めていないからです。また、勝手に自分の著作物を変えて使うなという「同一性保持権」という権利（「著作者人格権」の一つ）がありますので、図表や写真を修正して使う場合は、著作者の了解が必要になります。

一方、他人の図表をもとに、それに修正増減を加え、まったく違う別の新規の著作物を作成すれば問題ありません。どこからが新規な著作物といえるかの境界線は微妙ですが。

Question 1-3

自分の論文に他人の論文を引用する場合、著作者の許諾が必要でしょうか？また、著作権侵害とみなされる引用とはどういう場合でしょうか？

Answer 1-3

著作権法第32条は、「公正な慣行に合致するものであり、かつ、正当な範囲」であれば、他人の著作物を自分の著作物に利用することは、自由に行ってよいこととしています。

判例の解釈としては、まず、自分の著作物（論文）があつて、それに他人の著作物（論文）を挿入するという形で、自分の著作物が「主」で他人の著作物が「従」でなければなりません。他人の著作物（論文）が数ページに渡るような利用では、引用というのは難しいでしょう。

次の要件としては、明瞭区分性といって、自分の著作物と他人の著作物とを明確に区別する必要があります。論文の引用の場合は、通常「」（かぎ括弧）を付けるなどして、自他の著作物を区別しますが、Q1-1の例のように自分の論文に他人の図表や写真を使う場合は、明確に区別がしやすいかもしれません。自分が作成し

た図表や写真と他人のそれとが混在するような場合には出所を明示するなどして、自分のそれと、他人のそれとが、読者にはっきりとわかるようにしないとイケないでしょう。

3番目の要件は、出所の明示です。その論文や図表、写真をどこから持ってきたか、その出典を明確にする義務があります。

この3つの要件が揃えば、許諾を得ずに使えるということですが。

では、逆に、引用の範囲を逸脱して著作権侵害とみなされるのは、どういう場合か、考えてみましょう。

他人の著作物が「主」であって、自分の著作物が「従」であるような論文は、そのような利用の仕方は、引用とは言いませんので、無断「転載」となり、著作権侵害になります。やはり、自分の書いている論文の中に引用する形であっても、もっぱら、他人の論文だけを並べて比較しているだけで自説がほとんどないような論文では、無断転載のそしりを免れないでしょう。

次に、自分の論文と他人の論文を明瞭に区別しない場合も、他人の論文を、あたかも自分が書いたような誤解を読者に与えるわけですから、「盗作」と言われたり、著作権侵害ということになります。最近では、データの捏造などがよく話題になりますが、著作権侵害の指摘を受け、教壇を去った教育・研究者が過去にも

何人かおります。

なお、出所を明示しなかった場合は、著作権侵害ではありませんが、罰金を科せられる可能性がありますのでお気をつけください。

次の例は、ある出版社の論文の利用方法ですが、引用を超える利用については、書面による許諾を求めています。引用の範囲を超える場合は、当然許諾が必要ですから、当たり前といえば当たり前ですが、書面で求めるというところが、後々トラブルにならないという意味でベターかと思います。

例：

エルゼビアから出版された論文のかなりの部分（短い引用の範囲を越えた分量）、論文全体、あるいは論文の図表の複製を著者以外の人希望する場合には、エルゼビアから事前に書面により許諾を得る必要があります…。

「エルゼビアから出版されたジャーナル論文の利用方法：
実用ガイド 第2版」

URL<<http://japan.elsevier.com/news/lc/LCP04JPN.pdf>>
(参照2008-01-15)

Question 1-4

自分が著作者である論文は、他の著作物で自由に利用できますか？

Answer 1-4

一般的に、著作者は、論文を書けば、何らの手続きをすることなく、自動的に著作権を持ちます。他人が利用したいときには、複製などの許諾をするかしないかという権利（財産権）、要約して使わせるかどうかの権利（著作者人格権）の両方を持ちます。この内、著作者人格権の方は譲渡不可能で、その著作者しか持っていませんが、一方、財産権の方は、譲渡が可能です。学会によっては、学会誌に掲載した論文については、学会に著作権が帰属するつまり、本来は、著作者に発生した権利ですが、あらかじめ学会に譲渡することを、学会の内部規定で決めている場合があります。

本来、自分の著作物を、別の自分の著作物の中で利用するのは自由にできます。しかし、学会に譲渡した場合は、その論文に限っては、学会が著作権を持つはずで、自分の他の論文で使うに当たっても当該学会の許諾が必要です。しかし、「著作権は学会に帰属する」と定めていても当該著作者が、自分の他の論文に掲載

する際の取り扱いについて、ある調査によれば、科学技術系学会誌174誌のうち34誌は、「著者自身が自分の論文の全部または一部を複製・翻訳、翻案などの形で利用する場合は、その著作物の出典を明記する限り、これに対して本会は原則的に異議申し立てをしたり妨げることはしない。」などと規定しており、16誌は、学会の許諾が必要としています。残りは、自分自身が利用することについては、何らの規定もしていません。一方、社会科学系の学会誌では、87誌のうち7誌が著者の自由とし、12誌が学会の許諾が必要と、逆の傾向を見せています。

自分の著作物を、別の自分の著作物の中で自由に利用できるかどうかは、学会の内部で実際にどう取り扱っているかで、一概にどうとも断定するのは難しい問題です。具体的には、論文が掲載された雑誌の投稿規程または、論文投稿時に提出したLicense Agreement等を参照して下さい。

本来、「学会に著作権が帰属する。」という形で、学会に著作権を譲渡したのであれば、学会の許諾を得るのは当然という気もしますが、一方、学会側で規定を作った趣旨からすれば、「自分自身が使う場合は学会は関知しない」というのが、本音のような気もします。いずれにしても、その学会の取り扱い次第ということでしょう。

・ 「ある調査」

藤田節子. 国内科学技術系学会誌の投稿規程の分析：参照文献の記述，著作権を中心として（II）. 情報管理. 2006, Vol.48, No.11, pp.723-734

URL<http://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/48/11/723/_pdf/-char/ja/>（参照2008-01-15）

藤田節子. 国内人文・社会科学系学会誌の投稿規程の分析（II）. 情報管理. 2007, Vol.49, No.11, pp.622-631

URL<http://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/48/11/723/_pdf/-char/ja/>（参照2008-01-15）

例：

電子情報通信学会

①発行後による利用であること、②非営利目的による利用であること、③本会の利益を不当に侵害しない範囲における利用であることを前提とする。紙版の場合、権利表示と出所の明示をすれば利用申請は不要。

URL<http://www.ieice.org/jpn/about/kitei/files/chosaku_hyou3.pdf>（参照2008-01-15）

電気学会

引用転載許諾願を電気学会に提出する必要がある。

URL<<http://www2.iee.or.jp/ver2/honbu/14-magazine/data033.html>>（参照2008-01-15）

American Association for Cancer Research

著者は、図表を含む論文の内容を自分が執筆する図書やレビューまたは今後の研究論文に使うことができる。

URL<<http://cancerres.aacrjournals.org/misc/ifora.shtml>>
(参照2008-01-15)

The American Society for Cell Biology

適切なASCBの著作権表示とMBC Onlineのオリジナル論文へのリンクを行えば、著者は自分が執筆者または編者であるどのような出版物にも、自分の論文を転載できる。

URL<http://www.mbcpapers.org/html/MBC_Copyright.pdf>
(参照2008-01-15)

The company of biologists ; Development

著者は、自分の執筆する印刷体の図書（学位論文を含む）にその論文の一部またはすべてを複製することができる。

URL<http://www.biologists.com/web/submissions/dev_information.html> (参照2008-01-15)

Question 1-5

出版社や学会に著作権を譲渡している論文を博士論文の第1章として転載する場合、著作権者である学会の許諾が必要でしょうか？

Answer 1-5

この場合も、A1-4で書きましたように、出版社や学会の取り決め次第ということになります。特段、出版社や学会で決めていなければ、本来、著作権は著者本人が持っていますので、それを博士論文の第1章として転載することは、差し支えないと思われま

例：

American Association for the Advancement of Science

著者は、自分が執筆する学位論文に著作物を印刷媒体の形式で転載することができる。

URL<<http://www.sciencemag.org/feature/contribinfo/prep/license.pdf>> (参照2008-01-15)

American Physical Society

著者は、APSの許諾なしに論文の一部または全てを学位論文に利用することができる。

URL<<http://forms.aps.org/author/copyfaq.html>>

(参照2008-01-15)

Elsevier

論文の著者は、学位論文にその論文の一部または全てを含めることができる。

URL<<http://www.elsevier.com/wps/find/authorsview.authors/copyright#whatrights>> (参照2008-01-15)

Taylor and Francis

出典が明示されており、商用ベースでない学位論文であれば、著者には論文を学位論文に含めることができる。

URL<<http://www.tandf.co.uk/journals/copyright.asp>>
(参照2008-01-15)

Question 1-6

学会に著作権を譲渡している複数の論文を書き直して博士論文を作成する場合、著作権者である学会の許諾が必要でしょうか？

Answer 1-6

A1-4で書きましたように、著作権が学会に帰属している論文を、「表現が同じ」で別の自分の論文に掲載する場合は、学会の取り決めによることになりましょう。その学会がこのような使い方についてどう判断するかによります。規定上は、あまり細かく書いていませんので、運用次第ということになります。

ただし、質問のように複数の論文を書き直して、別の博士論文として仕立てる場合は、新規の著作物として、学会の許諾は必要ないように思います。

Chapter 2

リポジトリ公開に 関係する著作権

ここでは、機関リポジトリで論文を公開する時に関係する著作権について解説します。

Question 2-1

リポジトリに論文を登録すると、著作権は図書館に譲渡されるのですか？

Answer 2-1

そもそも著作権は、著作者が持っており、リポジトリに論文を登録することは、著作者が図書館に対して、リポジトリに登録していいですよと、許諾を与えただけ（複製権と公衆送信権の行使）で、それによって、権利が図書館に移転するようなことはありません。

著作権は、著作者（研究者）に残っているわけですから、当該機関とは別のリポジトリに登録することも可能です。

Question 2-2

論文を投稿する時に出版社に著作権を譲渡していますが、その論文をリポジトリで公開できますか？

Answer 2-2

出版社に著作権を譲渡した場合も、A1-4で述べた「学会に帰属する。」ということと同様なことが言えます。出版社に著作権が譲渡されていれば、出版社の許諾が必要ですし、リポジトリで公開することについては、著作者に自分の論文をリポジトリで公開する権利を留保するような契約になっている場合には、著者がOKすれば、登録はできます。これも、出版社との契約次第ということになり、出版社がどういう方針を取っているかによります。以下の例は、出版社や学会がリポジトリからの公開を許可している、または著者にその権利が留保されているものです。

例：

日本機械学会

著作者自身の所属機関（大学、会社、研究機関等）で、自分の論文や発表資料等を電子書庫での保存やインターネットでの公開を行なう場合に限り、許諾申請は不要。

URL<<http://www.jsme.or.jp/publish/yoko/kyodaku.pdf>> (参照2008-01-15)

日本生態学会

大学図書館等が日本生態学会へ申請書等を提出し、学会からの許諾を得られれば、著者は自分の論文の最終原稿を機関リポジトリに登録することができる。

URL<http://www.esj.ne.jp/esj/Repository/J_Repository.html> (参照2008-01-15)

Elsevier

著者は、事前の許諾なしに、エルゼビアのジャーナルに掲載済または掲載予定の論文の著者版原稿を著者個人または所属機関のウェブサイトやサーバに掲載できる。

URL<<http://japan.elsevier.com/news/lc/LCP04JPN.pdf>> (参照2008-01-15)

Cambridge University Press

著者は、出版1年経過後にCambridge Journals Onlineで公開している確定版の論文（PDF形式またはHTML形式）を自分が所属する機関リポジトリに掲載することができる。

URL<<http://journals.cambridge.org/action/stream?pageId=3628&level=2>> (参照2008-01-15)

Society for Endocrinology

著者は、自分の最終原稿を機関リポジトリやその他のリポジトリから自由に利用できるようにセルフアーカイブすることができる。

Question 2-3

リポジトリで論文を公開する場合は、共著者すべての許諾が必要でしょうか？

Answer 2-3

共有著作物の権利を行使するには、権利者全員が合意しないとできませんが、各共有者は、正当な理由がない限り同意を拒んではいけないことになっています。著作権を個々の著作者が持っていれば、その人たちの同意が、出版社や学会に移っていれば、そちらの同意が必要です。

なお、ここでいう「共有著作物」というのは、その論文を、複数の人が書いている場合であって、個別に分けられない場合を言います。逆に、その論文の、第1章はAさん、第2章はBさんと章ごとに著作者名が書いてある論文は、共著といっても、分離して利用が可能なわけですから、そのAさんの部分をリポジトリに登録したいという場合は、他の著者とは関係なくAさん独自でできます。

Question 2-4

出版社・学会の許諾が得られず公開できない論文について、学内サーバに保存してもよいのでしょうか。あくまでも保存用で公開はしません。また、そのファイルを、ILLで複製依頼があったときに利用してもよいのでしょうか。

Answer 2-4

著作権が出版社に全面的に譲渡されているか否かによります。全面的に譲渡されていれば学内のサーバに保存すること、つまり複製も違反となり、公開しないのならば複製してよいという留保があれば可能です。

なお、先に紹介した調査（A1-4）によれば、個人や所属する団体のホームページに掲載できるかどうかについて言及したのも学会規定の中に出てきているようです。

ILLについては、公表された著作物であれば、著作権法31条の条件に従って可能です。

Question 2-5

販売している単行書の章部分だけの公開はできるでしょうか。

Answer 2-5

単行本の場合、出版権設定契約をしていることがあり、出版する場合には問題になりますが、章だけの公開は出版ではないので、問題はないでしょう。

Question 2-6

リポジトリで公開する科学研究費報告書や博士論文の内容は、公表済とみなされますか？また、その内容を雑誌論文に投稿する場合は二重投稿になりますか？

Answer 2-6

著作権法では「公表」とは、相当程度の部数の複製物が配布（発行）されるか、公衆送信つまりインターネットによって公衆に提示された場合を公表と定義付けています。逆に、数冊だけ印刷して、図書館や担当係に提出して、利用者が見ることが出来る状態になっているとしても公表とは言わないわけです。この解釈からすると「社会学評論スタイルガイド」の投稿規定が科学研究費補助金の調査報告書に執筆した論文や大学院に提出した博士論文などが直ちに「既発表論文にあたる」と書いていることは疑問ですが（注1）、一般的には、それらをリポジトリに登録して、一般に見られる状態になっていれば公表であることには間違いありません。

また、日本原子力学会の投稿規定は、学協会又は審査機関による査読を経た論文で、かつ、通常的手段で論文の入手が可能（インターネットを含む）な論文が

公表された論文は、二重投稿はできないとしていますので（注2）、例えば、査読を経ない紀要に掲載した後、リポジトリに登録したからといって、それを学会誌に投稿できないわけではありません。

注1

『社会学評論スタイルガイド』が定めているとおり、既発表論文には雑誌論文（掲載予定・投稿中のものを含む）、単行図書・単行図書所収論文（出版予定のものを含む）だけではなく、科研費報告書・修士論文・博士論文・学会報告資料を含みます。このように判断するのは、「発表」は「刊行」よりも広い概念であり、なんらかの形で研究業績として評価され、また第三者が閲覧・利用できる状態になることすべてを指すからです。

「社会学評論編集委員会からのお知らせ（日本社会学会ニュースNo.176, 2002.9.16 より）

URL <<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jss/jsr/JSRstyle.html>>
（参照2008-01-15）

注2

「<AESJ>論文投稿の際の著作権および二重投稿についての注意点」

URL<http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/publication/070606notice_copyright_etc.htm>（参照2008-01-15）

Question 2-7

校正前の原稿ファイルより校正後の出版されたレイアウトでの論文を公開したいので、出版された雑誌から該当論文をスキャンして公開することはできますか？

Answer 2-7

かつて数十年前に、版面権といって出版物の版面に関する権利が、著作権審議会で議論されまして、現在も出版社側は、その権利を主張していますが、現在のところ、その権利は認められておりませんので、著作権者の了解があれば、雑誌から、スキャンして公開することは自由です。

ただし、版面権が著作権法で定められていない場合でも、著作者と出版社側との契約で出版社版からの複製が認められていない、ということであれば、原稿ファイルを基にした公開とせざるを得ないでしょう。

事実、英国の調査によれば、欧米の学会誌の場合、90%以上の論文の機関リポジトリへの登録を許諾手続きなしで認めています。出版社がレイアウト・編集した出版社版からのスキャンはほとんどの場合認めていないようですので、そうなれば著者最終版で登録するしかないように思われます。

また、出版社版がすでにネットで公開されているような場合は、リンクするのが親切でしょう。本当はこちらを掲載したいのだという意味でも。

研究者あるいはリポジトリ機関としては、出版社版がある意味でその論文の最終原稿ですから、それからの登録をしたいところですが、出版社と著者との間のとりきめで現状ではそうなっていないようです。出版社版からの登録ができるようにすることが、より学術、文化の発展に寄与することと思うのですが…。

Question 2-8

コンテンツのメタデータに抄録を付けていますが、抄録に著作権はありますか？また、Web of Scienceなどの二次情報データベースに示されたキーワードをメタデータを作る際に使用してもよいでしょうか？

Answer 2-8

抄録の著作権については、古い文献ですが、著作権審議会第4小委員会（複写複製関係）報告書に次のように書かれています。

「抄録が二次的著作物に該当するかどうかについては、原著作物とそれを基として作成された二次的作品との内容的かかわりの度合い、創作性の有無などについて個々の判断を要するものであるが、図書館界や情報産業関係者の間で行われている抄録に関する分類が一つの参考となる。すなわち、抄録を2種類に分け、文献の存在についての指示を与えるだけであって、内容の把握については本文を必要とする程度のもを指示的抄録といい、これに対し、内容をある程度概括したものを報知的抄録と呼んでいる。著作権法の観点からは、指示的抄録は二次的抄録に該当しないものと解せられるのに対し、報知抄録については二次的著作物に該当

するものが有り得るものと考えられる。」（1976年9月
p 39）

最近の判例では、掲示板の数行の書き込みでも、その人の個性が表れていれば、著作物と認めたり、標語なども著作物と認めるなど、著作物の幅が広がっているようですので、抄録も、誰が書いても同じものとなるのではなく、それを書いた人が、それなりの個性を持ってまとめていけば著作物になるケースが多いのではないのでしょうか。

キーワードについては、誰が考えても同じものができることの多いものですから、著作物とはいえません。メタデータに貼り付けても問題はありません。

Question 2-9

他機関や個人が所有している貴重書の画像を論文に掲載しています。これをリポジトリから公開する場合には、再度許諾を得る必要があるでしょうか？

Answer 2-9

所有権は、物について、つまり貴重書自体については、使用許諾の権利が及びますが、その複製物である画像については、所有者としての権利は及びません。しかし、論文を書くに当たって、所有者に、これこれの論文に画像を載せますからと言って許諾を得ているのであれば、所有者としては、通常は、その論文が、雑誌なり紀要なりに載ることについて了解したのだと想像できます。それが、別の形で、リポジトリに登録されインターネット上で公開されることまでも考えていなかったとすると、ある意味、契約違反を問われることもあり得ます。ということで、再度許諾を得ておいた方が無難です。

Question **2-10**

学内の研究紀要をリポジトリで公開しようと考えていますが、どのような著作権処理を行えばよいでしょうか。

Answer **2-10**

これまで、述べてきましたように、通常は、著作権は、書いた人（研究者）が持っています。先の学会誌の調査では、科学技術系は97%が学会に帰属するとされ、一方、人文・社会科学系では心理学、社会学を除いた数字は、26%が学会に帰属すると投稿規定では定められているようで、科学技術系と全く反対の結果が出ており、人文・社会科学系では、著者に著作権があるとの認識が普通ようです。いずれにしても、学会が、その構成員の同意を得て、そのような取り決めを作ることは自由にできます。

紀要の場合も、学内の学会や教授会など構成員の賛同を得たうえで、規定上、編集委員会などに著作権全部を帰属されることを明記することが可能です。また、著作権は、そのまま研究者が所有し、機関リポジトリに登録する権利だけを譲渡という形で編集委員会に帰属させることも可能です。

例としては、以下のようにしたらいかがでしょうか。

例1) 著作権は著者に帰属

〇〇紀要に掲載された論文の著作権は、当該著作物の著者に帰属する。ただし、〇〇紀要編集委員会は、〇〇紀要に掲載された論文を電子化し、公開することができる。

例2) 著作権は紀要編集委員会に帰属

〇〇紀要に掲載された論文の著作権は、〇〇紀要編集委員会に帰属する。ただし、著作者は著作権が学会に帰属する著作物を自ら利用することができる。

しかし、上記の例は、現在又は将来の紀要について、構成員が、自ら考えて決めていくことでルール化されていくわけですが、そのルールを決めるのに参加していない、過去の研究者の問題があります。図書館としても、あるいは、編集委員会としても、どうせなら、過去に遡って全ての紀要の論文をリポジトリ登録したいと思うのは当然の考えとしてあると思います。

著作権は、原則的には、著者すなわち過去の研究者又はその権利承継者が持っていますので、遡って登録する際には、それらの人の了解を得なければ登録できません。紀要のそれぞれの論文について許諾を得るという大変な作業が待っています。

ある大学では、「これまでに発行された紀要につい

でも、公開に同意いただけない論文以外は、逐次電子情報化し公開していく方針なので、万一同意いただけない場合は連絡をいただき、それ以外は同意したものと取り扱う」というような告知をして電子化を図っているようですが、これで権利者の許諾を得たというのは、ちょっと無理な気がします。

昔の拙い論文は、公開したくないとか、考え方がその後変わったので、昔の論文は、あまり他人に見せたくないと思っている人にとっては、それが、リポジトリで自分の知らないうちに公開されたら、著作権をタテにクレームをつけてくる可能性がないわけではありません。編集委員会としては、できるだけの権利者を探す努力をした上で、そのような、レアケースはあまり考えないで、万一クレームが付いたらその時対処する覚悟でやるか、掲載をしないか決断することになります。

著作権法では、著作権者不明の場合の裁定による利用という制度がありますが、手続きは複雑で手間暇が掛かりますし、大学という限られた範囲であれば、もっと、丹念に著作権者を探すようにと言われて申請前に断られてしまうのではないのでしょうか。

Question 2-11

自機関の刊行物を登録する場合、刊行物を印刷した業者の許諾は必要でしょうか。

Answer 2-11

Q2-5で書きましたように版面権は認められていませんから、ページのレイアウトなどには権利は発生しませんが、刊行物やパンフレットの表紙などをデザインしたのが業者であれば、許諾が必要になってきます。

Question **2-12**

博士論文の著作権は基本的には著者にありますが、指導教員の指示や指導で書き上がったものである時、著者だけの許諾で公開してもよいのでしょうか。

Answer **2-12**

著作者とは、その思想・感情を表現した人のことです。その博士論文の中に指導教員が実際に書いた部分があれば共著となり、許諾が必要になりますが、教員のサジェスチョンやアイデアを受けて著者自身が論文を書き上げたのであれば共著ではありません。著者がそのサジェスチョンを理解して自分の文字として書き出したところに創作性があるので、権利としては著者の許諾だけで問題はありません。古い判例ですが、東京オリンピックの頃、ある出版社が企画を立て、資料を収集し、地図の図型、図案及び色彩に至るまで指示及び注文をして「東京の高速道路はこう変わる」という地図を画家に描かせて発表しても同じような地図を別の週刊誌が発表し、訴えられたことがあります。元々の地図は出版社が著作者ではなく、描いた画家が著作者であり、その者の許諾を得ていたので問題なしという判決が出ております。（昭和39.12.26 東京地裁判決「高速道路パノラマ地図」事件）

Question 2-13

リポジトリで公開している学位論文の内容について、著作権の侵害であるとクレームがついた場合、図書館が何らかの責任をとってくれるのでしょうか？

Answer 2-13

学位論文の内容についての責任は、全て著者が持つこととなります。内容に著作権侵害があった場合、窓口としての対応は、図書館が行うことはあるかもしれませんが、責任はあくまでも著者にありますので、図書館としては、クレームを付けてきた人と本人との話し合いの仲介をするぐらいではないでしょうか。

【著者略歴】

黒澤 節男（くろさわ せつお）

1965年 文部省入省

1971年～1983年 文化庁著作権課調査係長等

1983年～東京学芸大学、東京工業大学、一橋大学の
各附属図書館閲覧課長又は情報管理課長

1995年 広島大学附属図書館事務部長

1997年 九州芸術工科大学教授

2003年 九州大学大学院芸術工学研究院教授（2005年定年退職）

2005年 九州大学附属図書館研究開発室特別研究員

2007年 広島大学図書館リポジリアドバイザー

機関リポジトリと著作権 Q&A

2008年3月発行

編集・発行

広島大学図書館

739-8512 東広島市鏡山1丁目2-2

tel. 082-424-6200

広島大学学術情報リポジトリ (<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/>)

本冊子は、広島大学図書館学術講演会「機関リポジトリをめぐる諸問題」（2007年10月10日）における事例検討資料をもとに編集したものです。

URL<http://www.lib.hiroshima-u.ac.jp/topics/1010repo_lecture.html>

